

---

6 番 直 江 修 市 議 員

議長（中西 康雄君） 通告順11番 直江修市議員の発言を許可します。

6 番（直江 修市君） 最初に自治体の行政活動において、意識すべき事柄につきまして質問をいたします。

地方自治法第1条の2にあるように、自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っております。そこで主権者である町民から負託を受け、法の順守を町民に求める立場でもある自治体の行政活動には、法治主義を実践することが求められております。法治主義に基づいて行政を運営することを法治行政というそうであります。

広報「おおだい」12月号、学童保育の募集という記事が掲載をされております。「学童保育」とはの説明のあと、「町では三瀬谷小学校区において平成22年4月より学童保育の設立を予定していますので、保育の開始にあわせて指導員を募集します。詳しくはお問い合わせください」との内容です。当該事業のため施設建設が必要ということで、平成21年度一般会計補正予算（第6号）において、施設建設設計監理業務委託料 100万円余と、建設工事費 1,950万円が計上されました。

さらに今議会に提出されております一般会計補正予算（第12号）に、当該施設の工事費 273万円の増額予算が計上されています。すでに施設建設設計監理業務委託につきましては発注済みであります。本体については、当然今議会の補正予算の可決後ということに相成ります。前段、町の行政におきましては法治主義を実践することが求められるということを行いましたけども、私の質問の事例研修になるのではないかということで、1つは公の施設設置条例の制定公布以前の学童保育の保育員の募集、これは法に照らしてどうかということであります。

また、町の説明では学童保育につきましては公設民営の事業というふうに説明をされておりました。その説明を踏まえると、公設民営の事業の学童保育員の町による募集はどうかという問題です。

続きまして施設建設費の予算議決のない、つまり補正予算が議決されて、本体工事の建設費ということになるわけですから、まだ審査も議決もされていない状況であります。そういう予算議決のない以前に施設建設を前提とした、こういう学童保育員の募集というのは、いかななものかということでありますので、このことにつきまして説明を求めます。

次に、法律に明文の規定が存在していなくても、広く適用されるべき自治体法務に必要な諸原則、これらの諸原則は条例立案や法令解釈の際はもちろん、行政運営一般に通じて踏まえるべき原則とされ、代表的なものを以下述べます。

1つに、信義誠実の原則、これは行政活動の対して寄せられた市民の信頼は尊重されるべきという原則です。平たく言えば町民を裏切ってはならないということになるかと思えます。

次に、権利濫用の禁止の原則、これは行政権限をみだりに行使することを禁止する原則であります。理不尽なことをやってはならないということであります。

比例原則とは、規制目的に対して行政の用いる規制手段が均衡のとれたものであることを要請する原則です。厳し過ぎてはならないということであります。

平等原則とは、合理的理由なしに行政は市民を差別してはならないとする原則であります。ひいきしてはならないということです。

市民参加の原則とは、議会制のみではなく、行政運営の各段階で市民の意思をできる限り取り入れるべきであるという原則であります。

説明責任の原則とは、行政がさまざまな行政活動の側面において、その都度市民に対して納得のいく説明をするべきであるという原則であります。

透明性の原則とは、行政上の意思決定について、その内容、過程が市民にとって明らかであるようにすべきであるとする原則であります。むしろ積極的に公表すべきであります。

補完性の原則とは、一般的には行政による民間への規制を必要最小限の範囲に留めるべきであるとする原則であります。

効率性の原則とは、自治体の事務処理は最小の経費で最大の効果を上げるように

しなければならぬとする原則であります。日本の政治の大きな変化の始まりという激動的情勢のもとでの自治体政治も、行政運営一般に通じて踏まえるべき原則される、これらのことを改めて認識し、体現していくことが重要と考えますが、見解を伺います。

次に、従来の自治体法務では条例のつくり放しや、無施行な条例の失効がまま見られました。これは当町だけを指すのではございません。全国的な状況であります。制定した条例が適正円滑に運用されているか、地域にとって適切であるかどうかを検討することが法務管理につながります。そのためには制定後、相当期間が経過した条例等の例規自体の時間管理の視点を持つとともに、訴訟を契機として、例えば旧の長島町では産廃処分場をめぐる訴訟問題がございました。そういった訴訟を契機として、条例等の法制度を見直す視点を持たなければなりませんということに対する見解を求めます。

次に、行政活動は法律に従ってさえいけば十分ということではありません。法律は個々の地域の実情を反映して制定されているとは限りません。また、その法律を制定する際に背景となった事実、現場の状況、法環境、価値観などは目まぐるしく変化しております。制定から数10年もの間、改正されていない法律もあると言われております。

したがって、法律を鵜呑みにした場合、一定のリスクを伴うことがあるので注意が必要、また国の通知、通達、解説文等の内容が妥当なものであれば、それを基に自治体が事務を執行していくことに問題はございません。しかし、国が作成するものは全国一律の内容であり、自然環境や人口の規模、商業の活動状況等個性ある地域の特性と合致しない部分があります。自治体は国の通知、通達、解説文に書いてある全国一律の法解釈を、その地域の特性にあわせて解釈し直し、ときには国と異なる解釈をする必要があります。

といったことについては、私は新しい政権のもと法律も変化してくることが予想されるだけに、特に留意が必要と考えますが、見解を伺います。

なお、以上のことは第一法規が出版しました自治体法務検定公式テキストに書か

れていることによるものであります。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは、自治体の行政活動において意識すべき事柄について、お答えをいたします。

議員のおっしゃることを聞きながら、一々もったもなことでありと感心をして聞かせていただきました。まず、法治主義と自治体法務に必要な諸原則について考えるところを述べさせていただきたいと思います。

法治主義とは、国民が国会で定められた法に従い、その法に基づいて行動する義務を負うことを意味するものであると考えております。また住民の負託を受け、法の遵守を住民に求める立場でもある自治体の行政活動には、法治主義を実践することが一層求められているものと認識をいたしております。

大台町の新規採用職員には、採用後まもなく職員としてのマナー、接遇に関する研修のほか、地方自治法、地方公務員法、条例などの法規に関する研修を受講させております。そこで役場の日々の仕事が法律に基づいたものであることを知り、法というものを意識することを覚えます。議員のおっしゃることをお聞きして、長く行政の仕事に携わっていく中で、日々の仕事に追われることでその基本をおろそかにすることのないよう常に意識し、法令遵守を徹底していかなばならないと、強く感じた次第でございます。

また、自治体職員には、日々の業務において常に法律を意識することが求められるだけでなく、法律に明文の規定が存在していなくても広く適用されるさまざまな原則について認識しなくてはなりません。信義誠実の原則、あるいは権利濫用の禁止の原則や、平等の原則などがこれに当たりますが、これらの原則は、条例立案や法律解釈の際はもちろんのこと、行政運営一般に通じて踏まえるべきものであると認識をいたしております。

次に、条例のつくりっぱなしや無施行な条例の執行と法律を鵜呑みにした場合の一定のリスクについて申し上げます。地方自治体は長い間、国の事務である機関委任事務を執行し、通達に従ってきたところではありますが、地方分権改革によりこれ

らは廃止され、国と自治体の間には対等協力の関係が形成されました。国は住民や行政課題が発生する現場から遠い存在であり、自治体は住民、現場に近い存在です。市町などの自治体は、国と自治体の置かれた環境の違いを踏まえ、条例制定権や法解釈権を適切に行政運営の中で生かせるよう、職員の法務能力を向上させる必要があります。自治体法務に関する職員研修の必要性を強く感じているところであります。

議員は、制定した条例がつくりっぱなしにならないよう、条例が適正、円滑に運用されているか、地域にとって適切であるかかを検討し、制定後相当期間が経過した条例を実情に照らし合わせ、必要に応じて見直すという視点から、条例の法務マネジメントを行う必要性について言及をされました。議員のおっしゃるとおり、法と密接にかかわる我々としたしましては、常にそういった意識を持って条例について考え、行政運営を行うことは極めて重要であることを改めて考えさせられた次第でございます。今後は職員の法務研修への参加について、今以上に積極的に進めていきたいと考えております。

最後に、通知、通達、解説本の解釈に関することについての考えを述べさせていただきます。先にも少し触れましたが、国と地方自治体の関係を上下主従の関係から対等協力の関係に改め、地方分権を推進するために、平成12年に地方分権一括法が施行されました。このことにより地方自治体は、地方自治の本旨に基づき適切な国との役割分担を踏まえ、地域の特性に応じて法令の規定を解釈し運用しなければならないことが、地方自治法において決められました。

自治体の事務は、自治事務と法定受託事務に分類され、地域の事務として自治体の責任において処理されることになりました。このため従来の機関委任事務は廃止されたところであります。機関委任事務制度は、都道府県知事や市区町村長などの自治体の機関に各省庁の権限を委任する制度であり、委任を受けた機関は各省庁から指揮監督を受ける立場にありました。機関委任事務制度が廃止されたことにより、この制度の中心的な存在でありました自治体に対する通達制度が廃止をされました。

最近では、従来の通達に代わり、通知が発せられておりますが、その法的な性格

は地方自治法第 245条の 4 にいう技術的助言であり、各自治体は法令を自ら解釈する権利と義務を負っております。各省庁から出される通知は、自主的に解釈する際に極めて重要な参考としておりますが、通知に従うことも自らが解釈したことになり、その責任は自治体自らが負うこととなりますので、このことを強く意識して行政運営にあたってまいらねばならないと思っているところであります。

冒頭、広報に掲載されました学童保育の指導員の募集の件でございますが、このことにつきましては、当然公設民営というような形でございますが、日も迫っております。そういったようなことから、この募集をさせていただいたところでございます。しかしながら、このことにつきましては、民営というふうなことでございますので、本来ですと、そういった保護者の会と言いますか、そういったところを出してしかりと、こういうことになるわけでございますが、こういう時期も時期というふうなこともございまして、便宜上広報を介してですね、募集をさせていただいたというふうなことでございます。これはあくまでも保護者の会のお手伝いのところでの、そういう募集をさせていただいておるというようなことで、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

なお、この建物についてはですね、明許繰越も予想されるわけでございますが、この立ち上げを来年 4 月というようなことにしまして、募集に至っているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（中西 康雄君） 直江議員。

6 番（直江 修市君） 町の政治の踏まえるべきことということで、法に基づいて行政活動を行っていくということが大事というふうに申しました。

具体的な法治事業を実践しているかどうかということで問いましたのが、広報の記事でございます。当然、この施設につきましては公設ということでありますので、公の施設としての設置条例が必要であります。

ですので、私は公の設置条例のないままの、こういった募集につきましては、明らかに法に抵触しているというふうに判断をいたします。先に堀江議員から質問の

ございました前の議会ですけども、保育所の設置条例のないままの入所募集、これも明確に法に反していたわけであります。そういうことがこの町で起っておりながらですね、今般もまたこのような記事を掲載する。これ私、町の行政がですね、本当に法令順守ということをしてですね、しっかり認識されているのかどうかということをお問わざるを得ません。

町長の答弁は便宜上行ったということではありますが、これは私の質問に対する答弁となっております。私はあくまでも法的に考えてどうかということをしてですね、質問をいたしました。今回の質問を貫く理念はですね、すべてそこにあるわけですから、すべての行政活動は法的に根拠を持って行うということであります。広報をした記事におきましても、法的根拠を有していなければですね、私は駄目だというふうに思うんですね。

ですから、質問を行いました公の施設設置条例の設定公布以前の学童保育の募集については、法に照らしてどうかということをして、改めて問いたいというふうに思います。

また、繰り替えしますけども質問を、公設民営の事業の学童保育の町による募集、これは述べましたように、自治体の原則としてですね、法にはございませんけれども、平等主義を貫くという観点からも、私はほかの学童ではですね、自主的に指導員を確保してですね、行ってきておるといふ経緯を踏まえまして、当該施設においては町が指導員を募集するというようなことも、これも平等の原則に反する行政と言わざるを得ないのであります。

また、予算関係がですね、完全に工事発注するだけの形になっておりません。そういう予算が前提になって、予算が形を成してですね、初めてこれは執行段階に入るわけですから、そういう段階にも入っていないのですね、予定とはしながらもあくまでもその建設ということをして前提にした内容でありますので、この点からですね、私は法治主義が求められておる町の行政において問題があるというふうに思いますので、1点、1点に対してですね、説明を求めます。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） はい、ありがとうございます。まずこの公の施設条例のないまま募集をされたのはいかがかということでございます。ただ、この公の施設条例につきましては、建物も外側もでき、そしてまた設備を整って住民の用に供する段階で設置条例を設定をさせていただいておると、こういうことでございます。これまでもそういう取り扱いはしてきたところでございます。

で、普通ですと、さきほどの平等の原則ではございませんが、何でここの地域だけ町の広報をもってするんだというふうなことでございますが、これについてはいろいろと協議を保護者の会の皆さんとも協議もしてくる中でですね、この地域は非常に、何と言いますか地域の実情と言いますかね、旧宮川とか、あるいは日進の地域でもできてきたわけなんですけど、そういう中で、主体としてきちっとある中でですね、活動がされて、そこで非常に募集をしていくという主体が定まっておったわけなんですけど、今回の場合は、まだ少しそこまで行っていない、しかも日があんまりないというようなこともあってですね、言わば地域の実情に照らし合わせたような形で、便宜上そのように対応させていただいたというようなことでございます。

ただ、それが法によって順守したような形ではないではないかと、またその条例がない中で、そういうようなものに走っていくというようなことが、おかしなことではないか、見方によればそういうようなことになるのかなと思いますが、そういうような実情というようなものも勘案する必要があったということで、ご理解をいただかなければならぬと思います。

予算もですね、今回の補正というように出させてもらっておりますが、そういう段階でまだまだこれから発注するようなことである段階で、そういうようなところに走ってしまっておるのはおかしなことではないかと、こういうようなことでございますが、予算もそうですし、条例のほうもですね、そこまでできていないという、そういうようなことでございますが、条例はさきほど申し上げたようなことでもございます。

そういうことで、予算が通ってもですね、やはり後でも先でも、こういった募集についてはですね、今の段階、そしてまた地域の実情、そういったものを照らし合



わせて、広報で町が事業主体で運営するわけではございませんが、そういう中で町の広報を活用して出させていただいたと、決して町がその運営主体になってやるわけではないということをごさしまして、町がやりますというふうなことではないんですけれども、募集しています、お問い合わせはこちらへというような形で、何かその記事を見たらですね、町の主体になるようなそんな記事には見えるかもわかりませんが、決してそうではなくて、実際には来ていただいて、実際に細かいところについては、保護者の会の皆さんとの打ち合わせとか、そういうような協議の中で決めていって、運営にもっていくというようなことで、町が少しこの地域での学童保育の設置というようなことで、強いその意向があるにもかかわらず、なかなか主体が定まってきていないということもございまして、そのためのお手伝いをさせていただいておると、ただ出過ぎた、入り込み過ぎると、同じように線引いてですね、日進のほうも、あるいは宮川のほうも同じようにスパッと線引いて、それはあなただこやでなとパッとしたったら、それはそれでいいかもわかりませんが、なかなか地域の声にこう比例してですね、行政としてもう少しここはお手伝いせんと、上手く前に進めんなというような実態もあるというふうなこともございまして、こういうような形をとらせていただいたと、こういうようなことをごさいます。

そういうことで、法の根拠から言えば、この取り扱いは少し変やないかというふうなことにもなるかもわかりませんが、地域実情というようなことを照らし合わせながら、そのようにさせていただいたと、こういうようなことをごさいますんで、ご理解いただきたいというふうに思います。

先だっの保育所の入所募集についても間違っていたと、こういうご指摘でございします。それにあるにもかかわらず今回もこういうふうな形になっておるやないかというようなことで、指摘された部分が、何も生かされていないやないかと、こういうようなことをごさいます。このことについては、今後その条例の設置は、当然このあとで住民の用に供する段階でさせていただかんらんというようなことをごさいます。そのスケジュールとか、その日程的なものも考慮に入れてやらないと、前へは進められないという、そういうことがございしますんで、その際にはもう

少しきちんとかうこうこういうことに基づいて、こういう募集なり、こういう措置をとっているんだという、その法の根拠というものを、きちんとかっぱりご説明申し上げられるようにしておくべきだというふうに思っておりますが、今回こういうような措置でやらせていただいておりますということで、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

議長（中西 康雄君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 学童保育につきましては、私はこれは町の事務ということで、明確に法律も規定されておりますので、そのために予算も付けてですね、やっけていくということに対して、何ら異議はございません。そのことを問うているのではなんです。

私の問うておるのは、あくまでも公の施設の設置条例もないままの、この学童保育員指導員の募集ということについての、行政行為を問うておるんです。このことについてはどうなのかと、そのことに対する明確な答弁がございません。すべて詭弁であります。ということです。

法というのは、白黒がはっきりするというのが法でございます、解釈にはいろんなそういう見解の相違というものが出てきにくいものなのですね。ですから法なんです。法に基づいて判断すると、これが平等な社会をつくるという根本なんですね。そのことを町は町民にも求めておるわけですから、税金を払いなさいと、払わなければペナルティありますよということでですね、これは法の順守を求めておるわけですね。ですから、求める立場の行政がですね、私はこういう点一貫してないと、明確にこの件はどうなのかと、その点についての答弁を求めたい。

---

議長（中西 康雄君） 暫時休憩します。

（午後 1時 44分）

---

議長（中西 康雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時 46分）

---

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） この条例設置しない段階でのこの件につきまして、まずこのひとつのこの事務提要等を見てみますと、普通は設備、あるいは建物等が完了して実質的に公の施設として住民の利用に供する段階で条例制定するということが適当と、こういうことでございます。

ただ、1つの例でございますが、例えば幼稚園を4月の開園直前に設置する場合のように、設置のかなり前に園児の募集や入園決定を行う必要がある場合があると、ある得ると、このような場合でも地方公共団体が施設に対する権限を持っている場合には、施設建設中に条例を制定公布することにより、地方公共団体として完成後の施設は公の施設である旨の意思表示をし、利用申し込みを受け付けて施設が住民の利用に供する状態となるのを待って、条例を施行するという方法も可能ではないかと思われま。こういうような文言もでございます。

そういうようなことで、まずは条例設置をしていかねばならないと、こういうことでございますが、その前段としてこういう募集というのは、法に基づいているわけではないやねえかと、確かにそうでございますが、この施設の完成予定は6月ごろの予定と、こういう状況でございます。当然、今からの発注になりますんで6月ごろになっていくだろうというふうに思います。しかし、学童保育そのものは4月から実施とこういう予定でございますんで、そのために他の場所でスタートをしていくというふうなことのようでございます。

そういうことでこの指導員というものの募集きておると、こういうようなことでございます。そういうようなことで、きちっとしたものではないかもわかりませんが、まあまあおよそはまっておるようなことではないかなと、こう考えているところでもございますけども、さらにそういったいろんな信義誠実の原則とか、いろいろ権利濫用の禁止の原則とかいろいろあるわけでございますが、そういった原則に照らしながらですね、さらに研鑽を高めつつ、このような法順守というようなことを精度も高くしながらですね、対応していかねばならないと、こう思っているところ

ろでございます。ありがとうございました。

議長（中西 康雄君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 2項目目に移ります。

要綱、要領による福祉施策についてということで質問いたします。「自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし」と法律にあることを、先の質問で述べました。町で実施している福祉施策の根拠となる規定であります。法律には事細かく施策を列挙をしていないことから、自治法第2条2項に基づき条例や要綱を制定して事務処理を行っております。町が行っている福祉施策の目的、件数、制定後からの給付内容、金額の推移等々についてまず伺います。

で、町すこやかベビー出産祝金の支給は条例によるものですが、町母子家庭等就学就職支度金、なおこの等ということによって、父子家庭が包含されておることとあります。などが多く、こういうふうに要綱によるものが多いという状況であります。

要綱は執行機関限りで制定できるものでございますから、その改廃も容易であり、きわめて便利なものです。しかし、元来要綱は法令の不備欠陥を補い機動的に新たな行政需要に対応するために制定されたものですから、自治体が恒久的な対策を組織的、継続的に展開していこうとする場合には、正式に条例化を図り、住民の権利義務を明確化すべきです。要綱の条例化が政策法務的観点から意識されるべきと主張される所以でありますと、前段の質問でも指摘しましたように、言いましたように、このことにつきましても第一法規の自治体法務検定委員会編、自治体検定テキストに書かれております。ということで見解を伺います。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） それでは、要綱、要領によります福祉施策について、お答えをいたします。

まず、福祉関係の補助金の交付、または用具記念品等の給付事務の取り扱いを規定しております要綱として25ありまして、要領としては制定してございません。要綱の目的、件数、制定後からの給付内容、金額の推移につきまして、主なものを申

し上げますと、まず制定後長く運用している要綱としましては、昭和60年に制定をしました、町内在住の寝たきりの方に福祉援護金を支給する、大台町福祉援護金支給要綱がございます。給付内容は状態に応じて重度の方に1万円、軽度の方に5,000円を支給しております。これまでの支給につきましては平成18年度が59件で44万5,000円、19年度が61件で38万1,000円、20年度が54件で34万円の支給となっております。

次に、予算額と利用者や該当者が多いものとしましては、大台町高齢者等外出援助成事業実施要綱でございます。これは70歳以上の高齢者及び障害者の経済的負担を軽減するため、町民税非課税の世帯の方に1枚300円のタクシー利用券を年間48枚発行しております。これまでの支給につきましては、平成18年度が888人に738万4,000円、19年度が845人に633万4,000円、20年度が888人に782万1,000円助成をいたしております。また大台町在宅重度障害者福祉手当支給要綱によりまして、身体障害者手帳及び療育手帳所持者の方で、1級もしくはA1の方は3万円、合併前の宮川は2級はございませんでした。2級もしくはA2の方は3,000円の年1回障害者福祉手当として支給しております。

これまでの支給につきましては、平成18年度が176人に365万1,000円、19年度が180人で326万7,000円、20年度が175人に324万9,000円支給をいたしております。また平成21年度より施行しました大台町子育てサークル支援補助金交付要綱や、大台町新型インフルエンザワクチン接種の実費負担に係る費用助成事業実施要綱などがございますが、福祉関係の要綱については、補助金等の交付要件、手続きを定めた助成要綱や事務事項を定めた実施要綱でございます。

要綱要領の条例化の意向についてのご質問でございますが、自治体が、条例の制定を必要とする場合とは、法律の中に、条例で定めるところによりなどと規定をされている場合、また地方自治法第14条第2項の義務を課し、又は権利を制限する場合には法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないということに該当する場合がございます。

さらに、地方自治法第14条第1項では、法令に違反しない限りにおいて第2条第

2項の事務に関し、条例を制定することができることから、恒久的な対策を組織的、継続的に展開していこうとする場合には、正式に条例化を図り権利義務を明確化すべきとの議員のご指摘については、今一度その内容を踏まえ、今後十分精査してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いをいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いをします。

議長（中西 康雄君） 直江議員。

6番（直江 修市君） 町が行っております福祉施策、これらは住民の暮らしを支える大変大事な事業でございます。私はこれらの拡充というのはですね、本当に住民の福祉の増進を図るとい自治体の責務において、大事なことだというふうに思うです。

ところがですね、実際の給付の状況を見ますと、ほとんどですね、合併後額の見直しがされておられません。このことは以前にも私申しましたけれども、どの福祉施策とりましても今の暮らしの実態や経済の実態を勘案してですね、文字どおり目的とする施策としていくためには、私は額の見直しですね、これらは大事だと思うんですね。それが全く省みられていないということに対して、強く町の姿勢を問うて、やはりこういったことを見直していく、本当に暮らしを支える制度にしていく、これが大事やというふうに思いますので、改めてその点につきましての見解を求めたい。

私、NHKの囲碁番組を日曜日、機会あるごとに見ておるんですけども、今、星のですね、厚みと高さということがテーマになっておるんです。で、私は町の政治をそういった観点から考えた場合、福祉施策の拡充というのが、まさにその高さや厚みでこれは強い陣をこしらえるということなんですね。敵の陣へ攻めるにも守るにも強いということなんです。そういう点では町として義務的経費が嵩むので、これらの見直しは極力抑えるという姿勢は、町民にとっては強い陣ではなくですね、弱い陣ということなんですね。この住民のその陣を築くということが、安心して住めるそのまちづくりということになりますので、この分野は大事な分野だというふうに思いますので、見解を求めます。

議長（中西 康雄君） 尾上町長。

町長（尾上 武義君） 確かに、こういったいろいろ要綱を通じながらですね、その予算に反映させていただいているところがございます。また確かにご指摘いただきましたように、こういったその要綱がありますものの、今の社会経済の実態を反映していないというような部分も、確かにあろうかと思えます。

そういうことで、私も常々ちょっと思っておったんですが、こういったようなもの見直しというようなものも、ちょっと考えていかなあかなというようなことで、来年度予算あたりでは少々いかほどになるかは別としましても、見直しも含めてですね、考えていかなあかなというふうなことを思っているところがございます。以前にも指摘をいただきました重度障害者の関係でも3万円と3,000円というような開きもございますし、そういったようなことも一定整理をしていくというふうなことも考えているところがございます。

そういったようなことがですね、確かにおっしゃられるように義務的経費が増えてくるというようなこともございます。これも大変気がかりなことで、ある一方では経常収支比率上がってきたやねえかというふうなことにもなりかねないというふうなこともあるわけで、二物背反みたいな形にはあるわけなんですけど、しかし、そういうふうなことの中で、この町民の生活というふうなこう考えたときにですね、どうあるべきかということは十分考えさせていただかならんだろうというふうに思っているところがございます。

今後ですね、そういったようなことは当然、私がこのようにしゃべっておりますけども、課長、そしてまた主幹から係長からずっとこう職員がおるわけなんですけど、そういったような思いをですね、きちっとやっぱり皆が持って進められるようなことでもですね、これ大変重要なことでもございますんで、今後しっかり留意してまいりたいと思っております。

議長（中西 康雄君） 直江議員の一般質問が終わりました。

---

議長（中西 康雄君） しばらく休憩します。

再開は2時10分といたします。

(午後 2時 00時)

---

議長(中西 康雄君) 定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

(午後 2時 10分)